

公益財団法人榎山奨学財団 2025 年度秋期奨学寄宿舎生募集要項

1. 本制度の目的

榎山奨学財団（以下「財団」という。）奨学寄宿舎制度は、海外諸国から来日している私費外国人留学生のうち、学業、人物ともに優秀で且つ健康でありながら、学費の支弁が困難と認められる者に対して奨学援助を行うことにより、国際間の相互協力と理解を増大しうる人材を育成することを目的とする。

2. 奨学寄宿舎生の入居資格

次のすべてに該当する者とする。

- (1) 日本以外の国・地域出身の私費外国人留学生のうち、東京大学大学院正規課程在学者でかつ在留資格「留学」である者（標準修業を超えて在籍する者を除く。）
- (2) 生活困窮度の高い者
- (3) 国際的立場から理解と親善に関心を持ち貢献しうる者
- (4) 日本語による意思伝達が可能である者（初級者可）
- (5) 「学生寮 Oak Village 入居申込書」に記載の入居申込者の承諾条件を遵守できる者

3. 奨学寄宿舎生の採用人員等

2名（202号室、203号室）

※202室、203室は総合文化研究科以外の研究科・教育部の学生の入居を優先するが、入居希望者がいない場合は、総合文化研究科の学生も入居を可とする。

※部 屋：1ルームタイプ、風呂・トイレ、ミニキッチン付 18㎡

※所在地：世田谷区代沢 3-23-25（最寄り駅は京王井の頭線「池ノ上」徒歩10分程度）

4. 奨学寄宿舎の施設サービス費及び入居期間

- (1) 施設サービス費は、年間120,000円（1ヶ月1室あたり10,000円）とする。
- (2) 原則として年額を一括払いすることとし、月割りによる減額は行わないが、入居期間が6ヶ月以内である場合は入居予納金を60,000円とする。
- (3) 入居期間は2025年10月（前入居者の退去手続きが完了次第）～2026年9月末の1年間とする。ただし、再契約することで1年間延長することができる（最長入居期間2年間）。なお、半年間の延長を財団が認めた場合、施設サービス費は60,000円とする。
- (4) 新規入居者は、前入居者が退去時のルームチェックを行った日から起算して、4日後から入居可能となる。
- (5) 入居期間を延長する（再契約する）際は、「2. 入居資格」に反しないか確認のうえ延長を許可する。

5. 奨学寄宿舎生への申請

入居希望者は次の書類を作成し、所属部局を通し、教育・学生支援部国際支援課へ提出すること。

- (1) 榎山奨学財団学生寮 Oak Village 入居申請書（学内様式）
- (2) 榎山奨学財団学生寮 Oak Village 入居申込書（財団様式）
- (3) 学生証（写）
- (4) 在留カード（写）
- (5) 1ヶ月の収入金額を証する書類
 - ①仕送りや貯金の取り崩しで生計を立てる者は、銀行の残高証明書（写）又は預金通帳（写）
 - ②現に日本でアルバイトをしている者は、その給与金額がわかる書類（書類がない場合は「本人のアルバイトに関する申立（証明）書」）

6. 提出期限

(1)(2)(5)は以下から取得すること。(経済学研究科 HP 学生向け情報：留学生向け参照)

[樫山奨学寄宿舍](#) (UTokyo アカウントでアクセスしてください)

2025年7月15日17:00までに申請に必要な書類をすべて経済学研究科等留学生・国際交流担当チーム窓口へ提出

7. 選考及び推薦

奨学厚生担当理事は、第5項に規定する書類に基づき、別途定める選考基準により推薦者を選考し、財団へ推薦する。

8. 奨学寄宿舍生の決定

財団の採否結果は、奨学厚生担当理事を経て本人に通知する。

9. 奨学寄宿舍生の義務

- (1) 学業に励み、健康に注意して奨学生に相応しい態度と行動を取らなければならない。
- (2) 財団の賃貸借契約及びその他の規定を守り、財団及び大学の指示に従い必要な手続きを怠りなくすること。
- (3) 上述の義務を怠った場合には退去させることがある。
- (4) 財団が主催する留学生会合や奨学生全国会合等の行事に積極的に参加すること。

10. 問合せ先

経済学研究科等留学生・国際交流担当チーム GAIA gaia.e@gs.mail.u-tokyo.ac.jp